

平成30年2月

# 定例会会議録

高幡広域市町村圏事務組合

## 平成30年2月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会

日 時 平成30年2月27日(火)午後4時10分 開議

会 場 須崎市道の駅かわうその里すさき 2階多目的ホール

### 議事日程

(新議員の紹介)

第1. 議席の指定

第2. 会期の決定

第3. 会議録署名議員の指名

第4. 議長の選挙

第5. 議案

議案第1号 専決処分の承認について

(平成29年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算)

議案第2号 専決処分の承認について

(高幡広域市町村圏事務組合職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を改正する条例)

議案第3号 高幡広域市町村圏事務組合職員一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 高幡広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

議案第6号 平成30年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計予算について

議案第7号 平成30年度高幡広域市町村圏事務組合滞納整理事業特別会計予算について

議案第8号 監査委員の選任について

第6. 管理者の選挙

出席議員	1番	西村 泰一	6番	中城 重則
	2番	筒井 淳三	7番	土釜 清
	3番	森 武士	9番	池田 三男
	4番	酒井 祥成	10番	大崎 公孝
	5番	池田 洋光		

---

欠席議員	8番	吉田 尚人
------	----	-------

---

執行機関出席者	管理者	楠瀬 耕作
	副管理者	中尾 博憲
	会計管理者	中谷 卓也

---

事務局出席者	事務局長	辻本 加生里
	主 幹	野村 恵里
	派遣職員	徳弘 泰雄
	事務補助員	浪上 理奈
	事務補助員	濱口 恵子

租税債権管理機構出席者	管理局長	柴野 博行
-------------	------	-------

午後4時15分 開議

◎副議長（土釜 清 君）

ただ今から、高幡広域市町村圏事務組合平成30年2月定例会を開催いたします。議長が欠員となっておりますので、その職を副議長が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ち、ご報告いたします。今期定例会に付議するため、議案第1号から議案第8号の8議案の提出があり、その写しを過日お手元に配付をいたしております。

次に8番吉田尚人君から欠席の届けが出ておりますので、ご報告をいたします。

ただ今の出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより、平成30年2月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程に入ります前に、新しく、そしてまた引き続き当組合議会議員となられました方々をご紹介します。最初に、1月16日告示の中土佐町長選挙におきまして無投票で再選されました、池田洋光君をご紹介します。ご挨拶を。

◎5番（池田 洋光 君）

はい。改めまして、皆さんこんにちは。ただ今、議長よりご紹介ございましたけど、また、皆さんと共に、頑張っていこうと、決意も新たにいたしております。今後ともどうかよろしくお願いいたします。

（拍手）

◎議長（土釜 清 君）

はい、ありがとうございます。次に、去る1月20日に行われました中土佐町議会議員選挙において当選され、2月8日の中土佐町議会で議長に就任されました、中城重則君をご紹介します。よろしくお願いいたします。

◎6番（中城 重則 君）

はい。ただ今ご紹介いただきました中城です。一生懸命務めて参りますので、よろしくお願いいたします。

（拍手）

◎議長（土釜 清 君）

最後になりますが、本日欠席届が出ておりますが、去る12月3日に行われました梶原町長選挙において当選され、12月21日に梶原町長に就任されました吉田尚人君をご紹介します。

次に、日程第1、議席の指定を行います。ただ今ご紹介いたしました、池田洋光君の議席を5番議席、中城重則君の議席を6番議席、吉田尚人君の議席を8番議席に指定いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

◎議長（土釜 清 君）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定をいたしました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第62条の規定により、2番筒井淳三君、10番大崎公孝君を指名いたします。ご両人はご了承をお願いいたします。

日程第4、これより議長の選挙を行います。当組合の議長でありました、元中土佐町議会議長、本井康介君が2月4日、議員の任期満了を迎えられたことにより、欠員となっております議長の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

◎議長（土釜 清 君）

異議なしと認めます。従って選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りをいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

◎議長（土釜 清 君）

異議なしと認めます。従って議長において指名することに決しました。

お諮りをいたします。議長に、中城重則君を指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

◎議長（土釜 清 君）

異議なしと認めます。従って、議長に中城重則君を指名することに決しました。

お諮りをいたします。ただ今、指名いたしました中城重則君を議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

◎議長 (土釜 清 君)

異議なしと認めます。従って、ただ今指名しました中城重則君を議長の当選人と定めることに決定しました。

ただ今、議長に当選されました中城重則君が議場におられます。会議規則第23条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、中城重則君から議長当選の承諾並びにご挨拶をお願いいたします。

◎議長 (中城 重則 君)

はい。ただ今議長に就任させていただきました中城です。重責を担う身の引き締まる重いですが、皆さまのご指導、ご協力をいただきながら、精一杯務める所存でございますので、よろしくをお願いいたします。

( 拍手 )

◎副議長 (土釜 清 君)

それでは、議長が決まりましたので、ここで議長と交替いたします。

◎議長 (中城 重則 君)

暫時休憩といたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第1号から議案第7号を一括議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。楠瀬管理者。

◎管理者 (楠瀬 耕作 君)

はい。本日は、議員の皆様方におかれましては、年度末のご多忙の折、万障お繰り合わせご出席を賜りまして、2月定例会が開会できましたことを厚くお礼を申し上げます。

また、先般ご紹介のありました、池田洋光議員、中城重則議員、吉田尚人議員の皆様におかれましては、ご就任を心からお慶び申し上げますとともに、市町の振興はもとより、当圏域のためにも、ご指導ご協力をいただきますよう心からお願い申し上げます。

さて、本議会には、専決処分の承認をはじめ8議案をご提案いたしておりますが、その趣旨説明に先立ちまして、若干のご報告を申し上げます。

まず、広域行政についてでございますが、当圏域における生産年齢人口の減少、地域の高齢化、産業の活性化等々、様々な課題に直面している今こそ、広域行政が果たすべき役割は大きく、各市町が単独で取り組むことが困難で非効率な事業を広域的な観点から検証し、これまで以上に連携を強化してまいりたいと考えております。今後は、市町の枠を超え、特色ある分野や人材の強

みを最大限発揮し、積極的に課題の解決に取り組んでいただくべく議員の皆様にご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、ふるさと市町村圏事業でございます。基金の運用につきましては、本議会の承認議案としても付議しておりますが、昨年末に利率1.5パーセントから1.7パーセントの利付国債への買い替えを行いまして、その基金運用収入を基本財源といたしまして、構成市町にご負担のないように事業を実施しているところでございます。この基金運用益につきましては、年利はもちろん、買い替えで生じる清算利益も含め、圏域発展のために最大限活用してまいりたいと考えておるところでございます。

また、ふるさと市町村圏事業の一つである広域観光活性化事業の取組を以前より進めておりましたが、30年度は新たに圏域が力を合わせて観光に取り組んでまいることになりましたので、ご報告させていただきます。と申しますのは、本日この組合議会に先駆けて須崎市役所で開催されました奥四万十観光協議会が設立をされました。広域観光につきましては、これまで構成市町の間では幾度となく議論してまいりましたが、今後はこの奥四万十観光協議会が中心となり奥四万十博で醸成された広域観光のけん引役としての役割を担っていただくことを期待するものでございます。

次に、高幡中学生海外研修事業についてであります。この事業は世界基準で活躍する人材の育成、また圏域内の人的ネットワーク形成を目標に平成7年から実施しておまして、来年度で23回を迎える歴史ある事業でございます。これまで姉妹提携校であるオーストラリア、ウッドフォード州立学校との交流を通し約350名の中学生が研修に参加し、その成果を上げてきたところでございます。しかしながら、一昨年ウッドフォードでの受け入れが困難となったことを契機に、事業の全面的な見直しを行うことになりまして、先月プロポーザル審査を経て委託事業の候補者の選定が終了したところでございます。研修内容といたしましては、今回初めての訪問先となりますカナダのビクトリアという歴史ある街でございまして、日程は8月に2週間のホームステイ形式で、昨年より5名多い15名での研修を予定しております。

ほかにも婚活事業等、このふるさと市町村圏事業で実施している事業がございまして、いずれにつきましても各市町と連携を取りながら、事業の効率的、効果的な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、須崎斎場についてでございます。斎場運営に関しましては、関係市町の皆様のご協力をいただきながら、おかげさまで順調な運営ができております。特に今年に入りましては、高知市斎場の修繕の影響からか、市外からの受け入れ件数が大きく伸びておるところでございます。ただ、須崎斎場は建設から15年余りが経過し、建物自体の老朽化も進んでおりますことから、今後は修繕計画の見直しも含めまして、引き続き適正な管理、運営に努めてまいりたい所存でございます。また、来年3月末で現在の指定管理者との契約が終了しますので、30年度は新たに指定管理者の選定に向けての協議を行う予定でございます。関係市町におかれましては、選定委員会の開催等、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、認定審査会の運営事務についてでございます。介護認定審査会につきましては、本年1月末までに、3,481件の二次判定を行っております。同様に障害支援区分認定等審査会につきましては、161件の二次判定を行っております。審査委員の皆様には、相当のご苦勞をおか

けいたしておりますが、本年度におきましても、経費を最少に抑えながら、円滑な運営に努めてまいります。

次に、租税債権管理機構についてでございます。平成29年度は400名、約230,000千円を受託いたしまして、徴収額は1月末時点で約91,000千円となりました。平成30年度は、400名を受託し、積極的な滞納整理に取り組んで参ります。

なお、管理機構の平成31年度以降につきましては、各市町の意向によりまして平成35年度まで、5年間継続することとなりました。また、延長時には、保育料や介護保険料などの税外債権も受託対象にしてはとの意見が多く出ておりまして、職員の派遣計画と併せて平成30年度中に決定することとしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日の議会には、専決処分の承認、平成30年度当初予算及び監査委員の選任に関する議案等を提案させていただいております。議案につきましては、構成市町の企画担当課長会及び副市町長会の協議を経まして、ご提案させていただいているものでございます。詳細につきましては、事務局長及び管理局长からご説明を申し上げますので、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（中城 重則 君）

はい、ありがとうございました。続いて議案の説明を求めます。

◎事務局長（辻本 加生里 君）

はい。

◎議長（中城 重則 君）

辻本事務局長。

◎事務局長（辻本 加生里 君）

はい。それでは、議案第1号から順次ご説明いたします。議案第1号、専決処分の承認について、別冊の平成29年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計予算第1号の方をご覧ください。内容としましては、組合所有の国債10億円の買い替えによる売却利益を基金に積むために補正を行ったもので、昨年11月の副市長町会での協議を経たうえでこれまでの年利1.5パーセント、満期までの残存期間15年のものから、年利1.7パーセント、残存期間5年のもの買い替えを行いました。それによりまして売却益61,459千円の補正を行ったものです。

次に、議案第2号ですが、こちらも専決処分の承認についてでございます。高幡広域市町村圏事務組合職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を改正する条例につきまして、当組合の給料表が須崎市に準じて改正をしておりますことから、平成29年12月21日の須崎市議会において須崎市の給与表の改正が議決されたことによりまして、当組合におきましても同日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。なお7ページから10ページに給料表をつけておりますので、またご覧ください。

次に、議案第3号、高幡広域市町村圏事務組合一般職員の任期付き職員の採用及び給与の特例



に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、先ほどの議案第2号に関連しまして、当組合の任期付き職員の給料表が須崎市の再任用職員の給与を基本にしているため、それに伴う改正でございます。

次に議案第4号、高幡広域市町村圏事務組合租税債権管理機構一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてですが、こちらも先ほどの議案第2号に関連するもので、須崎市の給料表に準ずる改正を行うものです。

次に議案第5号、高幡広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例ですが、人事行政の運営等の公表事項につきまして、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴う改正でございます。

続きまして、議案第6号、平成30年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計予算につきまして、こちらも別冊でお配りしておりますが予算書の方で説明させていただきます。

平成30年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算をそれぞれ116,414千円と定め、一時借入金につきましては、例年どおり最高額を3,000千円と定めるものでございます。

予算書の1ページには、第1表歳入歳出予算の歳入、2ページには歳出を款項の区分ごとに計上しております。また、3ページ4ページには、款ごとの前年比を計上しております。予算の詳細につきましては、事項別明細の方で説明をしたいと思いますので、別冊の5ページ目から順にご覧ください。

まず、1款1項1目1節組合維持管理負担金ですが、この負担金につきましては、議会費、総務一般管理費、予備費に対する負担金です。

次に、2節介護認定審査会負担金につきましては、介護認定総務費に対する負担金。

3節の障害支援区分認定等審査会負担金につきましては、障害認定総務費に対する負担金となっております。

4節大野見青年の家負担金につきましては、中土佐町大野見青年の家の運営費に関する負担金でございまして、施設の維持管理費につきましては、設置市町であります中土佐町に負担いただき、施設整備関係につきましては、5市町で負担金を出し合うこととなっております。30年度につきましては、施設整備がございませんので維持管理費のみとなっております。

これら4節を合わせた1目組合運営費負担金が、昨年比で3,427千円の減額となっておりますが、こちらは29年度組合維持管理費の公会計にかかる財務書類作成委託料、また、大野見青年の家の空調設備の工事費の負担がありましたが、30年度はそれがないための減額です。

次に、2目1節の介護認定審査会負担金につきましては、須崎市福祉事務所から介護認定審査の依頼があった場合の負担金として、千円の計上をさせていただいております。

次に、6ページ、使用料及び手数料ですが、2款1項1目の衛生使用料につきましては、須崎斎場の使用料、2目の教育使用料につきましては、大野見青年の家の施設使用料です。

次に、7ページ、3款1項1目1節の総務費県補助金が予算額0となっております。これまで組合のふるさと市町村圏事業の中の広域観光活性化事業の方で県補助を利用しておりましたが、30年度は直接奥四万十観光協議会で県補助金を受けるという形をとるために、組合の方への歳入はございません。

次に、2項1目1節の介護認定審査委託金につきましては、県からの介護認定審査の依頼があった場合の委託金としまして、千円のみ計上をしております。

次に、8ページ財産収入ですが、4款1項1目基金運用収入につきましては、国債の運用利益17,000千円と国債以外の基金利子240千円を計上しております。昨年より224万円増額となっておりますのは、議案第1号で説明をいたしましたが、国債の運用をこれまでの1.5パーセントから1.7パーセントに買い替えたことによるものです。

次に、2目の利子及び配当金につきましては、須崎道の駅かわうその株価配当金です。

次に、3目財産貸付収入につきましては、須崎斎場の自動販売機の収入を千円計上しております。

次に、9ページの繰入金です。5款1項1目ふるさと市町村圏基金繰入金につきましては、歳出のふるさと市町村圏事業費で基金運用益の超えた分を計上しております。昨年より4,128千円の減額となっておりますのは、主に広域観光活性化事業が減額となったためです。

2目の須崎斎場調整基金繰入金につきましては、須崎斎場使用料を超えた分を計上させていただいております。昨年より4,305千円の増額となっておりますのは、修繕工事等の増加によるものです。

続きまして10ページ、6款1項1目の預金利子につきましては、普通預金利子としまして10千円。2目の雑入につきましては、海外研修事業の参加者負担金として3,000千円を計上しております。昨年より5名参加者が増える予定ですので100万円の増額となっております。

以上、歳入合計116,414千円です。

続きまして、11ページから歳出の方の説明をします。1款1項1目議会費につきましては、議会運営に関する経費、内容につきましては、議員報酬が主な経費となっております。

次に12ページ2款1項1目一般管理費ですが、一般管理費につきましては事務局の運営に関する経費として、主な経費としまして、事務局長の派遣職員の人件費負担金、臨時職員の物件費、あとは経常的な電気料、光熱水費などとなっております。

続きまして13ページの2目ふるさと市町村圏事業費ですが、この事業は各市町が出資をいただいております10億円の利息によりまして運営をしている事業でございます。詳細な説明は、25ページ、議案書の最終のページに集計表を載せてありますので、そちらをご覧ください。各事業ごとにご説明いたしますと、左から順番に、まず中学生海外研修事業ですが、これは圏域内の中学生を対象に行う海外研修事業でございます。これまで22回の研修を毎年オーストラリアで実施してまいりましたが、姉妹提携校での受け入れが困難となったため、昨年から事業の見直しを図るべく検討してまいりました。1月30日に旅行業者4社によるプロポーザル審査を行いまして、東京に本社があります大阪のアイエスエイという海外教育研修を専門に扱う業者さんが候補者として選定されました。行先は、先ほど管理者も申しましたが、カナダのブリテッシュコロンビア州ビクトリアというバンクーバー近くの街を予定しております。期間等につきましては、8月に2週間のホームステイ、研修生は、15名で募集の予定です。また、初めての研修地ということでございまして、事前の視察も必要と思われるので、視察費用の方も今予算に計上させていただいております。

次に中学生海外研修生受入事業ですが、現在姉妹校との交流が途絶えているために、30年度

は予算を計上しておりません。

次に、青少年育成交流事業ですが、中高校生のリーダー育成のための研修で、毎年大野見青年の家を利用して、体験活動を通じて人材育成を行うセミナーを開催しております。

次に、広域観光活性化事業ですが、こちらは、高幡地域の観光推進のための事業です。この事業につきましては、これまで人件費を含むすべて組合で予算化しておりましたが、30年度につきましては、先ほどから申しております、奥四万十観光協議会、こちらの方で事業を推進していくこととなりますので、これに伴いまして、その運営のための補助金負担金という形で1,150万円を予算計上しております。なお、協議会の運営につきましては組合の負担金のほか、県補助金を利用する形です。

次に、地方分権研究事業ですが、これは各市町の職員の皆さんに地方分権や行政課題の学習をしていただいて、その政策立案能力の向上を図るという事業となっております。

次に事業諸費ですが、これは市町村圏事業に関する共通経費としまして、消耗品、電話料や郵送料などとなっております。

次に源流の集いですが、こちらは大野見青年の家におきまして、親子参加の体験事業を実施しているものです。

最後に、婚活事業ですが、この事業は、圏域内の独身男女の出会いの場として未婚化、晩婚化への対応を図っている事業でございまして、平成24年度の事業開始から通算12回を開催し、現在73組のカップルが誕生しております。

このふるさと市町村圏事業費ですが、中学生の海外研修事業が人員を増やした関係で昨年より228万円増額となっておりますが、先ほど歳入の方でも説明させていただきました広域観光活性化事業が県補助金を受けて奥四万十観光協議会でやっていくことになりましたので5,430千円の減額となり、科目全体では、3,252千円の減額となりました。

では、予算書の方に戻りまして、15ページをご覧ください。3款1項1目介護認定総務費ですが、これは介護認定審査の運営に関する経費でございまして、主な経費としましては審査委員の報酬と、職員の人件費となっております。

次に、16ページの2目障害認定総務費、こちらは障害の認定審査会に関する経費でございまして、主な経費としましては審査委員の報酬となっております。

次に、17ページ4款1項1目須崎斎場運営費ですが、主な経費としましては、須崎斎場の指定管理委託料、設備の修繕工事等となります。昨年より4,419千円の増額となっておりますが、これは老朽化による機械の修繕等が増えているためで、現在順番に進めております火葬炉の耐火物の修繕のほかに、30年度は空調設備や制御盤、炉圧ダンパーの取り換えといった工事が予定されております。

次に、18ページ5款1項1目の大野見青年の家運営費ですが、主な経費としましては施設の維持管理料委託料となります。昨年より1,867千円の減額となっておりますのは、昨年、施設整備費としましてエアコンの買い替え等がありましたが30年度は維持管理費のみとなっているためです。

次に、19ページ7款予備費につきましては、例年どおり350千円を計上しております。

以上、歳出116,414千円です。

20ページから23ページにつきましては給与費明細、24ページにつきましては30年度の各市町の負担金について載せておりますので、またご参照ください。

別冊の平成30年度事業実施計画書につきましては、予算説明と重複するところがございますので、説明の方は省略させていただきたいと思っております。

議案第6号の説明につきましては、以上でございます。

◎管理局长（柴野 博行 君）  
議長。

◎議長（中城 重則 君）  
はい。柴野管理局长。

◎管理局长（柴野 博行 君）

はい。引き続きまして、議案第7号、管理機構の平成30年度滞納整理事業特別会計予算についてご説明いたします。議案第7号別冊の1ページをご覧ください。

平成30年度の特別会計予算ですが、第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ48,000千円と定めております。2ページの第1表、歳入支出予算の48,000千円の内訳につきましては記載のとおりですが、ここでは省略させて頂き、事項別明細書でご説明させていただきます。3ページをご覧ください。

まず、歳入ですが、第1款の分担金及び負担金は、前年度比1,320千円減の21,580千円を、第2款の諸収入は前年度比780千円減の26,420千円を、合計では前年度比2,100千円減の48,000千円を計上いたしております。

次に歳出は第1款の総務費で前年度比2,100千円減の47,800千円を、第2款の予備費は前年度同額200千円を、合計で48,000千円を計上いたしております。

次の4ページより歳入の内容をご説明させていただきます。第1款の分担金及び負担金、第1項負担金は組合構成団体5市町からの組合運営負担金で、21,580千円を計上いたしております。内容につきましては、右の説明欄をご覧ください。受託の1人当たり人数割が95千円で180人の17,100千円、29年度の実績割が4,480千円となっております。第2款の諸収入の第1項受託事業収入は佐川町、越知町及び土佐市からの委託料で26,320千円を計上いたしております。内容は説明欄のとおりで人数割が95千円の220人で20,900千円、実績割が5,420千円となっております。なお、各市町別の負担金、委託料につきましては最後の12ページに一覧表で示しておりますのでご覧ください。各市町毎の説明は省略させていただきまして、一番下の合計欄でご説明させていただきます。まず、左の欄の引受人人数割ですが、それぞれの人数枠につきましては昨年末の各市町の税務担当課長会を経て決定したもので、一人当たりの負担額を95千円として、400人の38,000千円を計上いたしております。次に右側の徴収実績割ですが徴収額を99,000千円と見込み、その1割の9,900千円、合計で47,900千円となっております。

ではまた4ページにお戻りください。諸収入の第2項、預金利子は前年度同様の10千円を。

次の5ページの第3項、雑入はインターネットの公売手数料としまして滞納者から徴収する費用などで、前年同様90千円を計上いたしております。

次に歳出の内容ですが、6ページからをご覧ください。第1款の総務費第1項徴税費の税務総務費につきましては前年度より2,100千円減の47,800千円を計上いたしております。各節の予算額、支出内容は記載のとおりですが、減額となる要因をご説明させていただきます。私事になりますけれども、管理局長としましてプロパー採用されておりましたが、29年度末で定年となります。一旦、退職させていただきますが、30年度は管理機構の任期付職員の条例により、改めて採用していただくこととしております。このため、給与や手当、共済費で昨年度より約1,600千円が減額となっております。また、派遣職員の時間外手当としましては例年実績から減額して見込んでおりますので、2,100千円の減額はほぼ人件費でのものとなっております。7節以下の節の内容等は例年どおりとなっております。

7ページの第2款予備費につきましては前年同様に200千円を計上いたしております。

なお、8ページ以降につきましては給与費明細書等となっております。ご参照いただくこととさせていただきます説明は省略させていただきます。以上でございます。

◎議長（中城 重則 君）

はい。以上で説明は終わりました。

これより議案第1号について質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（中城 重則 君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（中城 重則 君）

討論なしと認めます。

これより議案第1号の承認を行います。本案の承認は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（中城 重則 君）

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり承認をされました。

これより議案第2号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第2号の承認を行います。本案の承認は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手 )

◎議長(中城 重則 君)

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

これより議案第3号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第3号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手 )

◎議長(中城 重則 君)

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第4号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第4号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手 )

◎議長(中城 重則 君)

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、これより議案第5号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第5号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手 )

◎議長(中城 重則 君)

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第6号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長 (中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長 (中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第6号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手 )

◎議長 (中城 重則 君)

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長 (中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長 (中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第7号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手 )

◎議長 (中城 重則 君)

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第8号、監査委員の選任についてを議題といたします。議案の説明を求めます。



◎管理者（楠瀬 耕作 君）  
議長。

◎議長（中城 重則 君）  
はい、楠瀬管理者。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）  
議案第8号、監査委員の選任につきまして、ご説明を申し上げます。組合規約第10条第3項の規定に基づき、現在不在となっております監査委員の一名を栲原町の吉田尚人町長を、監査委員に選任することについて、同意をお願いするものでございます。以上でございます。

◎議長（中城 重則 君）  
以上で説明は終わりました。  
これより議案第8号についてお諮りをいたします。本件は、人事案件のため、質疑、討論を省略いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（中城 重則 君）  
ご異議なしと認めます。従って質疑、討論を省略いたします。  
これより、議案第8号を採決いたします。本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（中城 重則 君）  
ご異議なしと認めます。従って、質疑、討論を省略いたします。  
これより議案第8号を採決いたします。本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（中城 重則 君）  
ご異議なしと認めます。よって、本案は、これに同意することに決しました。  
監査委員の選任は同意されましたので告知をいたします。  
日程第6、これより管理者の選挙を行います。  
高幡広域市町村圏事務組合規約第8条第4項の規定により、管理者の任期は2年となっておりますので、本定例会において選挙を行うものであります。  
選挙の方法はいかがいたしましょうか。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推薦によりたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

◎議長(中城 重則 君)

ご異議なしと認めます。従って選挙の方法は、指名推薦することに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

◎議長(中城 重則 君)

異議なしと認めます。従って議長において指名することに決しました。

管理者に、楠瀬耕作君を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただ今、議長において指名いたしました楠瀬耕作君を管理者の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

◎議長(中城 重則 君)

ご異議なしと認めます。従って、ただ今指名いたしました楠瀬耕作君を管理者の当選人に定めることに決定しました。

ただ今管理者に当選されました、楠瀬耕作君が議長におられます。会議規則第23条第2項の規定より、当選の告知をいたします。

ここで、楠瀬耕作君から、管理者当選の承諾並びにごあいさつをお願いいたします。

◎管理者(楠瀬 耕作 君)

はい、ただ今満場一致で管理者という責を賜りまして、本当にありがとうございました。また、4年間でございますが、新しく観光協議会もスタートいたします。1市4町がですね、益々もっともっと輝けるように、あるいは1市4町の住民の皆様が福利の向上に繋がるように、微力でございますが、皆様のご指導を賜りながらやっていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

(拍手)

◎議長(中城 重則 君)

どうもありがとうございました。

以上で本定例会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。  
管理者からご挨拶があります。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

ただ今、各議案につきまして、適切にご決定を賜りまして本当にありがとうございました。これから年度末を迎え、皆様、本当にお忙しいことと思いますが、益々ご活躍を賜りますよう、また、各市町のこれからの益々のご発展をご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（中城 重則 君）

どうもありがとうございました。

これをもって、平成30年2月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高幡広域市町村圏事務組合議会議長

高幡広域市町村圏事務組合議会議員

高幡広域市町村圏事務組合議会議員